

ご旅行条件書（募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面）

お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。
この書面は、プリントアウトなどして保存いただきますようお願いいたします。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ラティエノ（東京都渋谷区恵比寿南1-3-6、観光庁長官登録旅行業第1924号以下「当社」といいます。）が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として取扱ます。また旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段（以下「電話等」といいます。）による旅行契約の予約申し込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社は、お申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込みの場合は、本項（2）により申込金を当社が受理したときに、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、また成立致します。団体・グループの場合の申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結および解除に関する契約取引をおこないます。
- (4) 申込金

| ツアー代金 | 申込金（お一人様） |
|--------------|------------------|
| 70万円以上 | 100,000円以上旅行代金まで |
| 50万円以上70万円未満 | 70,000円以上旅行代金まで |
| 30万円以上50万円未満 | 50,000円以上旅行代金まで |
| 30万円未満 | 30,000円以上旅行代金まで |

ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。
また上表内の「ツアー代金」とは第7項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (5) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ぐにできない場合は、当社はおお客様の承諾を得て、お客様が取り消し待ち（ウェイティング）状態でお待ち頂ける期限を確認した上で、お客様を取り消し待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を申し受け（取り消し待ちの登録は予約完了を保証するものではありません）、ただし「当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様より取り消し待ちの登録の解除

のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は当社は当該申込金を全額払い戻します。(振込の場合は振込手数料はお客様負担とさせていただきます。)

- (6) 本項(5)の場合で、取消待ちコースの契約の成立は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4. お申込み条件

- (1) 20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。75歳以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。場合によっては別途、医師の健康診断書の提出をお願い致します。旅行の安全かつ円滑な実施のためコースによりお申込みをお断りさせて頂くか、同伴者の同行などを条件とさせて頂く場合があります。また、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害にその他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途、条件でお受けする場合があります。
- (6) お客様が他のお客にご迷惑をお呼びし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (7) その他、当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 本旅行条件書は、旅行契約成立後契約書面の一部となります。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所・利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までに原則として送付にてお渡しします。(原則として旅行開始日の10日前から7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。またお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって30日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

7. お支払い対象旅行代金

- (1) 「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は第3項の「申込金」、第15項(1)の①の「取消料」、第15項(1)②の「違約料」、及び第25項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。
- (2) 子供代金は旅行開始日に満2歳以上12歳未満のお子様に応用します。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃（等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。）
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の代金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様ご負担」と表記してある場合を除きます。）
- (3) 旅行日程に明示した観光の代金（バス料金・ガイド料金・入場料）
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の代金および税・サービス料金（パンフレット等に特別の記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- (5) 旅行日程に明示した食事の代金および税・サービス料金（ただし、飲物等は含まれません。）
- (6) 航空機による手荷物の運搬料金。お一人様スーツケース一個の手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合は、お一人様 20kg 以内が原則となっておりますが、ご利用の等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。）
- (7) 添乗員同行コースの添乗員費用
- (8) 添乗員同行コースの場合の団体行動中のチップ
- (9) パンフレット等で「〇〇付き」等と表示されているものの経費。
※上記費用はお客様のご都合により、一部利用されてなくても原則として払い戻しはいたしません。
- (10) 燃油サーチャージ

9. 旅行代金に含まれないもの

前第8項の他は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
- (2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他の追加飲食等、個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料。
- (3) 渡航手続き関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
- (4) 希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の代金。
- (5) お一人部屋を使用される場合の追加代金
- (6) 空港・ホテル・駅・埠頭でのポーター料
- (7) 日本国内の空港施設使用料
- (8) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (9) 旅行日程中の空港税等（日本国内通行税を含む）

10. 追加代金

- (1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」お中に含めて表示した場合を除きます。）
 - ① お一人部屋を使用される場合の追加代金
 - ② パンフレット等で「延泊代金」と表示した宿泊延長のための代金
 - ③ その他パンフレット等で「〇〇〇追加代金」と称するもの

11. お客様が出発までに実施する事項

- (1) 旅券、査証について
（日本国籍以外の方は、時刻の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせ下さい。）
 - ①旅券（パスポート）： このご旅行には有効期間が下記に明示した期間以上残っている旅券が必要です。下記以外はお問い合わせください。
 - ②査証（ビザ）： 査証が必要な国もございます。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券、査証取得はお客様の責任で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、お客様ご自身に起因する事由により旅券、査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。下記以外はお問い合わせください。

| 渡航先 | 必要残存有効期間 | 査証他 |
|--|----------|------------|
| グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、チリ、ボリビア、パラグアイ | 入国時6カ月以上 | 無査証滞在可 |
| ブラジル、パナマ | 入国時6カ月以上 | 査証取得必要 |
| ベリーズ | 入国時3カ月以上 | 査証取得必要 |
| ペルー | 入国時3カ月以上 | |
| コスタリカ | 入国時30日以上 | |
| メキシコ | 滞在日数 | ツーリストカード取得 |
| アルゼンチン、ウルグアイ | 滞在日数 | |

(2) 保険衛生及び予防接種について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)をご覧ください。

(3) 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国、地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。下記の「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>)でもご確認ください。

(4) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられる場合は、当社は所定の取消料をいただきます。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため、やむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときには、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃、料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行

われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を、お客様が指摘した第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に記入のうえ、一人あたり¥10,500の手数料をお支払い頂きます。ただし、当社は業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受領したときに効力を生じるものとし、以後旅行契約上の地位を譲りうけた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

15. 契約の解除払い戻し

(1) 旅行開始前

①お客様の解除権

- a. お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、表でいう「契約解除の日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- ア. 「特定日」に旅行を開始する旅行
イ. 「特定日」以外に旅行を開始する旅行

| 契約解除の日 | ア. 特定日に旅行を開始する旅行 | イ. 特定日以外に旅行を開始する旅行 |
|--|------------------|--------------------|
| 旅行開始の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで | 旅行代金の10% | 無料 |
| 旅行開始の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～3日目にあたる日まで | 旅行代金の20% | |
| 旅行開始日の前々日～旅行開始当日 | 旅行代金の50% | |
| 旅行開始後又は無連絡不参加 | 旅行代金の100% | |

※「特定日」：4/27～5/6, 7/20～8/31, 12/20～1/7

- b. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
- ア. 当社によって旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第25項の表に掲げるものその他の重要なものである場合に限りま。
- イ. 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- エ. 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同行に規定する日までにお渡しできなかったとき。
- オ. 当社の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- c. 当社は本項「(1)の①のa」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の①のb」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申し込み金)全額を払い戻しをいたします。
- d. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出された場合は、当社は原則として旅行催行をとりやめます。ただし、十分な安全措置を講

じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取り消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。

- e. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更についてはご旅行全体のお取しとみなし、所定の取消料を収受します。

②当社の解除権

- a. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項「(1)の①のa」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- b. 次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - ア. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - イ. お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行耐えられないと認められたとき。
 - ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - エ. お客様が旅行内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たない時。この場合は4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算して33日前にあたる日より前に、また同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
 - カ. 天災地変、戦乱、動乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - キ. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。（ただし、十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については「(1)の①d」に拠ります。）
- c. 当社は本項「(1)の②のa」による旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申し込み金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項「(1)の②のb」による旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申し込み金）の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後の解除

①お客様の解除・払い戻し

- a. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- b. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻しいたします。
- c. ただし、前項bの場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

②当社の解除・払い戻し

- a. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- b. 解除の効果及び払い戻し
本項の「(2)の②のa」に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る

部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

- c. 本項「(2)の②のaのア・ウ」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- d. 当社が本項「(2)の②のa」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は「第13項の(2)(3)(5)」の規定により旅行代金を減額した場合又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第21項(当社の責任)又は第23項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 団体・グループ契約

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、下記の規定を適用します。

- (1) 当社は、特約を結んだ場合を除き契約責任者はその団体・グループを構成するお客様(以下「構成者」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は当該契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

18. 当社の提示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時中を除き、旅行を安全に実施するための当社の指示にしたがっていただきます。

19. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時といたします。

20. 保護措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社の指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

21. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下、手配代行者といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じ

ますただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

- (2) お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ③官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ④自由行動中の事故
 - ⑤食中毒
 - ⑥盗難
 - ⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定に関わらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償いたします。但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人様最高15万円まで(故意又は重過失がある場合を除く)といたします。

2.2. 特別補償

- (1) 当社は前項1の当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金、後遺障害補償金及び入院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 当社は、現金有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品のほか、以下に定めるものも補償対象除外品とさせていただきます。宝石、貴金属類(ただし、原則的に腕時計、メガネ等日常で実用的に使用されているものは除きます)パソコン、ワープロ及びこれらの付属品、各種データその他これらに準ずるもの、運転免許証、査証、預金証書(通帳及び現金自動支払機用カードを含みます)、その他これらに準ずるもの。
- (4) 当社が本項(1)にも基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。
- (5) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日(無手配日)については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

2.3. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損額を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利、義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

2.4. オプションツアー

- (1) 当社の募集型企画手配旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する企画旅行(以下、「オプションツアー」といいます。)の第2.2項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社企画旅行のオプションツアーは、

パンフレット等で運行事業者が当社である旨明示します。

- (2) オptionalツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該Optionalツアー参加中にお客様に発生した第22項（特別補償）で規定する損害に対しては、当社は、同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該Optionalツアーの催行に係る企画社の責任およびお客様の責任は、すべて、当該Optionalツアーが催行される現地法人及び現地法令に拠ります。

25. 旅程保証

- (1) 当社は、次表に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③・④で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第21項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のため必要な措置
- ②第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除されあ部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③次表に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で募集パンフレットに掲載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は当社は変更補償金を支払いません。
- ④パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1000円未満であるときは、当社変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はおお客様の同意を得て、金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をすることがあります。

| 当社が変更補償金を支払う変更 | | 旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合 | 旅行開始日以降にお 客様に通知した場合 |
|----------------|--|---------------------------|------------------------|
| ① | パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5% | 3.0% |
| ② | パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設（レストランをふくみます。）その他の旅行の目的地 | 1.0% | 2.0% |
| ③ | パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計金額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。） | 1.0% | 2.0% |

| | | | |
|---|---|------|------|
| ④ | パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑤ | パンフレットに記載した本那内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の事なる便への変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑥ | パンフレットに記載した本那内と本那外との間における直行便の乗り継ぎ便又は経由便への変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑦ | パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑧ | パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更その他の客室の条件の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑨ | 上記の①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレットのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5% | 5.0% |

※変更補償金の額＝1件につき上記の率×お支払い対象旅行代金

(注1) 確定書面が交付された場合には、「パンフレット」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

(注2) ③または④の化か得る変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注3) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注4) ④は⑦若しくは⑧に掲げる変更が、一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

(注5) ⑨に掲げる変更については、①～⑧までの率を適用せず、⑨によります。

26. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2011年6月1日を基準としています。旅行代金は2012年4月1日現在有効なものとして公示されている運賃、規則または、2012年4月1日現在許可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

27. その他

- (1) お客さまが個人的な案内・買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失。忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますがお買いものに際しては、お客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店、空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。
- (3) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、自己の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費また死亡、後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外保険については係員にお問い合わせください。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施は行いません。
- (5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレットに記載している発空港を出発（集合）してから当該空港に到着（解散）するまでとなります。
- (6) 日本国内の空港から本項（5）の発着空港までの区間を、普通運賃またはパンフレット等に記載の追

加料金(または無料)で利用する場合、特に記載のない限りはこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。

- (7) 当社の募集型企画旅行に参加していただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社第21項(1)ならびに第25項(1)の責任を負いません。
- (8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正が必要になります。この場合、当社はおお客様の交替の場合に準じて、第14項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送、宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。
- (9) 子供代金は、旅行出発日当日(オプションツアーの場合は実施日当日)を基準に、満2歳以上、12歳未満の方に適用します。幼児代金は旅行出発日当日(オプションツアーの場合はオプションツアー一実施日当日)を基準に、満2歳未満の方に適用します。

28. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、旅行申し込みの際にご提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させて頂くほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配それらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計知ろうの作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送、宿泊機関等及び手配代行者(必要な場合に限る)に対し、お客様の氏名、性別、又手配内容によって生年月日、年齢及びパスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (3) 当社は将来、以上の方針を改訂する事があります。
その場合は当社ホームページ(<http://www.t-latino.com/>)上でご案内いたします。また、プライバシーポリシーや個人情報取扱管理者につきましても、当社ホームページをご覧ください。

29. 募集型企画旅行契約約款について

この定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社旅行業契約約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業契約約款は、当社ホームページ(<http://www.t-latino.com>)からもご覧になれます。

(苦情の申し出)

旅行社は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会にその解決について助力を求めるとの申し出をすることができます。

記

名称： 社団法人 日本旅行業協会
所在地： 東京都千代田区霞が関三丁目3番3号
電話： 03-3592-1271